

【注意事項】

- ・制度に対応して利用可能な行政サービス等の全てを掲載するものではありません。
- ・届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、長野県パートナーシップ届出制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

長野県パートナーシップ届出制度に対応して提供する行政サービス等一覧【筑北村】

(令和6年4月1日現在)

行政サービス等の内容 (A)	届出受領証等の提示 (B)		問合せ先 (C)		備 考 (D)
	必要	不要	担当課等	電話番号	
罹災証明の代理申請 (委任状を省略)		○	総務課	0263-66-2111	
軽自動車税の身体障がい者等に対する減免申請		○	住民福祉課	0263-66-2111	
要介護認定の代理申請		○	住民福祉課	0263-66-2111	
生活保護制度の申請		○	住民福祉課	0263-66-2111	同一の住居に居住し、生計を一とする者であること。
DV相談窓口の利用		○	住民福祉課	0263-66-2111	
職員の福利厚生等	○		総務課	0263-66-2111	職員対象